

議員提出議案第2号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり、三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年6月24日

提出者 三朝町議会議員 福田 家 和

賛成者 三朝町議会議員 岡 嶋 達 雄

賛成者 三朝町議会議員 藤 井 享

賛成者 三朝町議会議員 岩 本 君 美

平 成 9 年 6 月 2 4 日 原 案 可 決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。
別表総務常任委員会の項中、「温泉会館」を「プランナールみささ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。